

計算方法について（月収額の計算のしかた）

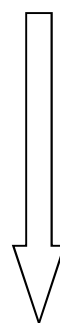
申込者および同居しようとする親族と扶養親族の人数、収入または所得を確かめて、年間総収入金額または年間総所得額を計算のうえ、**月収額計算表**により月収額を計算してください。収入のある人が2名以上いる場合やお一人で2種類以上の収入がある場合は、それぞれに所得を計算し、合算した額により月収額を計算してください。

同居親族、扶養親族とは？

あなたの総収入金額、または総所得金額が
いくらであるのか調べましょう。



入居しようとする親族（本人を除く）および、
入居しない遠隔地扶養親族のことをいいます。
（家族を不自然に分割または合併した場合には
申し込むことができません。）



あなたは、給与所得者ですか？ 年金所得者ですか？
その他の所得者（事業所得者など）ですか？

給与所得とは	年金所得とは	その他の所得とは
給料、賃金、ボーナスなどの所得です。 例えば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。 給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。（ただし非課税所得は含みません。）	厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。 例えば、老齢年金、退職年金をいいます。 その他、法律により非課税とされている各種年金（障害年金、遺族年金、福祉年金など）については、所得は0円としてください。	事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。 例えば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。 これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

☆給与所得者、年金所得者、その他所得者の方は、各々の種類のいずれかにより計算してください。

1. 給与所得者の場合

年間総収入金額の計算

・年間総収入金額は、賞与、臨時給与、手当などを含めた税込みの金額です。

就職時期に合わせて該当する欄をみて計算してください。

あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
①現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払い金額の欄)
②現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12ヵ月間の総収入金額
③現在の勤務先に就職してから、1年未満の方	勤務した翌月から申し込み月の前月までの総収入金額をもとに、次により計算した推定金額 (総収入金額－賞与) ÷ 勤務開始の翌月から申し込み月の前月までの月数 × 12 + 賞与 = 1年間の推定総収入金額
④現在の勤務先に勤めてまだ1ヵ月分の給料を受けていない方	雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヵ月分の給料を12倍した年間の推定総収入金額

* 「計算のしかた」③の賞与はすでに支給されたものだけ計算に含めてください。



年間総収入金額
円



入居申込書
給与所得者記入欄へ

2. その他の所得者の場合

年間所得金額の計算

開業などの時期	計算のしかた
①前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額) 所得金額＝年間総収入金額－必要経費
②前年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額により計算する。 (収入期間のとり方などについては、「給与所得者の場合」を参照してください。)

※注意※ 申込み受付時に所得金額の認定が明確にできないときは申込みをお断りすることがあります。



年間所得金額
円



入居申込書
その他所得者記入欄へ

3. 年金所得者の場合

年間総収入金額の計算

①引き続き1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額。年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額。(2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)
②年金を支給されてまだ1年にならない方	年金証書の支払年金額。年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額。(2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)



年間総収入金額
円



入居申込書
年金所得者記入欄へ

収入基準表の見方

下記の収入基準表は、申込家族の中に収入のある方が**ひとりの場合**で、同居（扶養）親族控除（1人につき38万円）のみ考慮して計算したものです。

収 入 基 準 表

	単身者 (本人のみ)	同居（扶養）親族数（本人を除く）			
		1人	2人	3人	4人
給与所得者 の場合	————— (4,563,999) 円以下	3,511,999 (5,035,999) 円以下	3,995,999 (5,511,999) 円以下	4,471,999 (5,987,999) 円以下	4,947,999 (6,463,999) 円以下
その他所得者 の場合	————— (3,108,011) 円以下	2,276,000 (3,488,011) 円以下	2,656,000 (3,868,011) 円以下	3,036,000 (4,248,011) 円以下	3,416,000 (4,628,011) 円以下
年金所得者 の場合	————— (4,580,014) 円以下	3,534,682 (5,027,072) 円以下	4,041,349 (5,474,131) 円以下	4,495,308 (5,921,190) 円以下	4,942,367 (6,368,249) 円以下

() 内は裁量世帯の金額です。

(注意)

収入がこの表の金額をこえる方は、市営住宅への申込みはできません。

下記のような、公的住宅もありますので、ご検討ください。

- ・ 特定優良賃貸住宅 大阪府住宅供給公社 06-6203-5454
- ・ 泉州地区の特定公共賃貸住宅 株式会社東急コミュニティー 泉佐野管理センター
072-458-2850
- ・ 公社住宅 大阪府住宅供給公社 06-6203-5454
- ・ UR住宅（旧公団住宅） 独立行政法人都市再生機構 UR賃貸ショップ泉大津駅前
0725-20-6322

【7】控除額について

・同居および扶養親族控除は、市営住宅に入居しようとする方で申込本人を除く人数分の額を控除してください。

(年齢の基準日は**募集期間の末日現在での満年齢**とします。)

・**特別控除は、所得税法上認定された方で該当する種類の額を控除してください。**

控除の種類		控除を受けられる人	控除額
①	給与所得および 公的年金等控除	給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方	10万円
	同居および 扶養親族控除	入居しようとする親族（本人除く） および遠隔地扶養親族の対象となっている方	38万円
② 特別 控 除	寡婦控除	「ひとり親控除」に該当せず、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で合計所得金額が500万円以下の方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方。	最高27万円 (所得が27万円未満のときはその額)
	ひとり親控除	婚姻をしていないこと、または配偶者の生死の明らかでない一定の方のうち次の要件全てに該当する方 ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ・生計を一にする子がいること。この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。 ・合計所得金額が500万円以下であること。	最高35万円 (所得が35万円未満のときはその額)
	老人控除対象 配偶者控除	同一生計配偶者（控除対象配偶者）で70歳以上の方	10万円
	老人扶養控除	扶養親族で70歳以上の方	
	扶養親族控除 (特定扶養控除)	配偶者を除く扶養親族で16歳以上23歳未満の方	25万円
	障害者控除	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方 (特別障害者控除対象者は重複して受けることはできません)	27万円
	特別障害者控除	身体障害者手帳（2級以上）、精神障害者保健福祉手帳（1級）、療育手帳（A）、戦傷病者手帳（第3項症以上）の交付を受けている方	40万円